計	繰越	検算	転記		
(ホ)	(ホ)	(ロ)'	(ニ)(イ)(ホ)	○	

○

2.5.13 収受

第14号様式
（その１）

収　支　報　告　書

（令和　　1　　年分）

（令和　　年　　月　　日開催分）

1　政治団体の名称（ふりがな：よくゆうかい）　翼雄会

2　主たる事務所の所在地　長野県上田市材木町１－１－１３

3　代表者の氏名　羽田　雄一郎

4　会計責任者の氏名　辻　甲子郎

事務担当者の氏名　斉藤　浩司

（電話）　０２６８―　２２　―　０３２１

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類　参議院議員（現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名　羽田雄一郎

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　羽田雄一郎

公職の種類　参議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間

平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

元　年整理番号105750

受付 2.5.20 収支公開室 第　　号

1738

105750

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額Ｃ（Ａ＋Ｂ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8 6	1 3 6	3 1 2
（前年からの繰越額）Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5 9	6 1 6	3 1 2
（本年の収入額）Ｂ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 6	5 2 0	0 0 0
支　出　総　額Ｄ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3	8 9 8	2 6 3
翌年への繰越額（Ｃ－Ｄ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8 2	2 3 8	0 4 9

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金　　額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0
				人
員　　数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				0

(2)　寄　　附													
ア　寄附（イを除く）の区分	金　額											備　考	
			十億			百万			千			円	
(ア)　個人からの寄附												0	
（うち特定寄附）												0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附												0	
(ウ)　政治団体からの寄附					2	3	1	0	0	0	0	0	
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)					2	3	1	0	0	0	0	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）												0	
イ　政党匿名寄附												0	
合　　計（ア＋イ）					2	3	1	0	0	0	0	0	

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額											備考	
			十億			百万			千			円	
翼雄会・朝食セミナー						3	4	2	0	0	0	0	令和１年５月２０日　東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニ 鳳凰の間
この頁の小計						3	4	2	0	0	0	0	
合計						3	4	2	0	0	0	0	

（備考）　収入はすべて、事業の種類別に記入すること。

（その７）

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額									年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			百万			千			円				
国民民主党長野県総支部連合会			3	0	0	0	0	0	0	31.3.27	長野県長野市中御所岡田102-28	羽田雄一郎	
国民民主党本部				1	0	0	0	0	0	1.5.17	東京都千代田区永田町1-11-1	玉木雄一郎	
国民民主党本部		1	0	0	0	0	0	0	0	1.5.20	東京都千代田区永田町1-11-1	玉木雄一郎	
国民民主党本部		1	0	0	0	0	0	0	0	1.6.19	東京都千代田区永田町1-11-1	玉木雄一郎	
この頁の小計		2	3	1	0	0	0	0	0				
その他の寄附									0				
合計		2	3	1	0	0	0	0	0				

（備考）１　寄附者の区分（個人からの寄附・法人その他の団体からの寄附・政治団体からの寄附）ごとに別葉とすること。
２　同一寄附者は続けて記載すること。
３　合計欄は最終頁のみ記載すること。
４　住所は長野県内の場合は郡市から記載すること。県外の場合は都道府県名から記載すること。

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費					
(1) 人件費 a		1	2 0 5	0 0 0	
(2) 光熱水費 b				0	
(3) 備品・消耗品費 c			2 1 2	0 2 3	
(4) 事務所費 d			3 0	0 0 0	
小計A（a＋b＋c＋d）		1	4 4 7	0 2 3	
2 政治活動費			~~5 9 1~~	~~8 3 0~~	
(1) 組織活動費 e			5 9 1	8 3 0	
(2) 選挙関係費 f				0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 g（h＋i＋j＋k）		1	8 5 9	4 1 0	
ア 機関紙誌の発行事業費 h				0	
イ 宣伝事業費 i				0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費 j		1	8 5 9	4 1 0	
エ その他の事業費 k				0	
(4) 調査研究費 l				0	
(5) 寄附・交付金 m				0	
(6) その他の経費 n				0	
小計B（e＋f＋g＋l＋m＋n）		2	4 5 1	2 4 0	
合計 A＋B		3	8 9 8	2 6 3	

（備考）1 g欄に必ず記載すること。
2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分　備品・消耗品費　（備品費）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			百万			千			円				
ユニフォーム代					1	6	7	1	5	1.6.1	㈱ユニクロ	山口県山口市佐山717-1	
ユニフォーム代					1	9	5	0	0	1.6.2	㈱ユニクロ	山口県山口市佐山717-1	
達磨代					3	8	0	0	0	1.6.20	日本大師達摩㈱	長野県長野市鶴賀七瀬446-1	
パソコン代				1	3	6	9	4	4	1.9.23	㈱北越ケーズ	新潟県新潟市中央区女池8-16-17	
この頁の小計				2	1	1	1	5	9				
その他の支出							8	6	4				
合計				2	1	2	0	2	3				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分　事務所費			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
			百万			千			円				
祭祀費					3	0	0	0	0	1.7.4	西宮神社	長野県長野市岩石町257	
この頁の小計					3	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合計					3	0	0	0	0				

(その14)

(その15)

(2) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
			百万			千			円				
車輌整備代					2	1	8	7	0	1.5.30	トヨタモビリティ東京㈱ 三田店	東京都港区三田3-11-34	
会議費					1	0	8	0	0	1.6.24	㈱伊豆榮	東京都千代田区永田町1-11-28	
会議費				1	0	8	0	0	0	1.7.19	会場設備㈱	長野県長野市北長池2051	
交通費				1	0	7	2	8	0	1.8.6	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2F	
生花代					1	5	1	2	0	1.8.6	㈲国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
交通費					1	0	7	2	0	1.9.10	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館地下4F	
会議費					8	6	1	0	0	1.9.20	亀の海別館	長野県長野市新田町1116	
会議費					2	3	7	6	0	1.10.12	鮨けん	東京都港区六本木5-2-13 コリンズ6ビル1F	
生花代					3	3	0	0	0	1.12.4	㈲国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
印刷代					1	3	8	0	0	1.12.20	㈱文成社	東京都千代田区永田町1-7-1衆議院内	
交通費					1	3	9	8	0	1.12.25	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館地下4F	
会議費					2	7	7	2	0	1.12.27	㈲若菜館	長野県上田市天神1-6-1	
この頁の小計				4	7	2	1	5	0				
その他の支出					6	4	6	8	0				
合計				5	3	6	8	3	0				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費（ 渉外費 ）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
			百万			千			円				
会費					2	0	0	0	0	31.3.13	２１世紀フォーラム in東京	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館613	
この頁の小計					2	0	0	0	0				
その他の支出					3	5	0	0	0				
合計					5	5	0	0	0				

（その15）

(2)　政治活動費の内訳										項目別区分　政治資金パーティー開催事業費（翼雄会・朝食セミナー）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			百万			千			円				
会場使用料			1	1	2	3	0	6	6	1.5.23	㈱ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
印刷代				7	3	6	3	4	4	1.5.23	㈱サカエ	東京都文京区本駒込6-5-3　1F	
この頁の小計			1	8	5	9	4	1	0				
その他の支出									0				
合計			1	8	5	9	4	1	0				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　2　年　5　月 12 日

政治団体の名称　翼雄会

※代表者の氏名　　㊞

会計責任者の氏名　辻甲子郎　　㊞

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和２年５月８日

翼雄会

代表　羽田　雄一郎殿

登録政治資金監査人 宮林典昭

登　録　番　号　第　2810　号

研修修了年月日　平成21年10月15日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、翼雄会の平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、翼雄会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）注１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支



出の明細書等は、存在しなかった。

3　業務制限

翼雄会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、翼雄会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間にいても、同様である。

以上